

**宮崎県医療・福祉分野における物価等高騰対策緊急支援金
支給・申請要領
(医療政策課分)**

令和 7 年 3 月 14 日
医 療 政 策 課

第 1 目 的

光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける宮崎県内の病院、診療所、助産所、施術所又は養成所（以下「医療施設等」という。）に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、医療サービス等の安定した提供を図る。

第 2 支給の対象

次の 1 及び 2 の要件を満たすこと。

1 事業者要件

- ① 宮崎県内において、別表に掲げる次の医療施設等を運営する事業者
 - ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所（開設者が市町村の場合を除く。）で、かつ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号の規定による指定を受けていること。
 - イ 医療法第 2 条第 1 項に規定する助産所
 - ウ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「あはき法」という。）に基づく施術所及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号。以下「柔整法」という。）第 2 条第 2 項に規定する施術所で、かつ健康保険法第 87 条第 1 項に規定する療養費の取扱いによる施術を行い、又は行うことができること。
 - エ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 20 条第 2 号の規定により指定を受けた助産師養成所、第 21 条第 3 号の規定により指定を受けた看護師養成所、第 22 条第 2 号の規定により指定を受けた准看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）。ただし、宮崎県私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業補助金交付要綱に定める補助事業者は除く。
- ② 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方公共団体
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3

年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ・ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ・ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- ・ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 法人の役員等がイに掲げる者のいずれかに該当する者

2 事業所要件

令和 6 年 10 月 1 日現在で、別表の支援対象施設の欄に掲げる施設であって、医療法、あはき法又は柔整法の規定に基づく許可等を受けており、かつ、申請日時点において廃止又は休止していないこと。

第 3 支援金の額

支援金の支給額は、別表のとおりとする。

第 4 支援金の申請・請求

- ① 支援金の支給を受けようとする者は、知事が別に定める申請期日までに、原則として宮崎県電子申請システム (以下「電子申請」という。) により、申請情報を入力し、提出しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により電子申請によることができない者は、郵送により申請書類を提出することができる。なお、郵送により提出する場合は、次の書類を提出するものとする。

ア 宮崎県医療・福祉分野における物価等高騰対策緊急支援金 (医療政策課) 申請書 (別記様式第 1 号)

イ 宮崎県医療・福祉分野における物価等高騰対策緊急支援金 (医療政策課) 請求書 (別記様式第 2 号)

ウ 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し

(申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状 (別記様式第 3 号))

エ 助産所又は施術所の場合は、収受日付印が押印された令和 6 年の確定申告書第一表の控え (なお、e-Tax により申告した場合は、受付

日時が印字された確定申告書第一表の控えとし、受付日時が印字されていない場合は、必ず受信通知を添付すること。)

※ 確定申告書に個人番号が記載されている場合、必ず塗りつぶす等して、判別することができない形式で提出すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- ② 申請期間内に申請が行われなかった場合は、支援金の受給を辞退したものとみなす。
- ③ 申請書等の不備による振込不能等があり、知事が補正を命じたにもかかわらず申請書等の補正が行われないう等、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

第5 支援金の審査

知事は、必要に応じて、申請した事業者に対し、資料の提出を求める等した上で、提出のあった申請内容を審査し、適正と認める場合は支援金の交付決定を行う。

なお、事業者に対する決定の通知は、第6の支援金の支払いを持って代える。

第6 支援金の支払

知事は、第5の規定により、支援金の交付決定を行ったときは、申請者が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

第7 調査等への協力

支援金の支給決定を受けた者は、知事が実施する調査等の求めに応じ、支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、協力しなければならない。

第8 不当利得の返還

知事は、支援金を受給した後に対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金を受給した者に対して、支援金の全額返還を求める。

第9 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和7年3月14日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価等高騰対策緊急支援金に適用する。

別表（第2、第3関係）

1 物価高騰支援

支援対象施設 ※1	支援金の額
病院、診療所（4床以上）※2	1病床当たり3万円
診療所（4床未満）※2	1施設当たり10万円
助産所 ※3	1施設当たり5万円
施術所 ※4	1施設当たり5万円
看護師等養成所 ※5	1施設当たり5万円

2 食材料費高騰支援

支援対象施設 ※1	支援金の額
病院、有床診療所※2	1病床当たり1万円

※1 令和6年10月1日現在で、医療法、あはき法又は柔整法に基づく許可等を受けており、申請日時点において廃止又は休止していないこと。

※2 健康保険法第63条第3項第1号の指定を受けた保険医療機関に限る。ただし、開設者が市町村の場合を除く。

※3 医療法第2条第1項の規定によるものに限る。

※4 健康保険法第87条の療養費の取扱いによる施術を行い、又は行うことができる施術所に限る。また、同一の場所で運営されるあはき法又は柔整法に基づく施術所については、一つの施術所とみなす。

※5 総合政策部みやざき文化振興課が実施する宮崎県私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業の補助対象者は除く。